

## 吉野ヶ里町統合庁舎建設設計等業務プロポーザル参加表明書等作成要領

参加表明書等の提出に当たっては、吉野ヶ里町統合庁舎建設設計等業務プロポーザル実施要領及び吉野ヶ里町統合庁舎建設設計等業務プロポーザル参加表明書等作成要領を踏まえ作成及び提出すること。

### 1 参加表明書等の様式

参加表明書等は配布の指定様式（様式第1-1号～様式第4号、様式第11号～様式第13号）とする。

### 2 参加表明書等の作成と留意事項

- (1) 参加表明書（様式第1-1号）（様式第1-2号）
  - ア 「参加表明書」には、所在地、会社名、代表者を明記のうえ、押印すること。
  - イ 担当窓口連絡先に、参加表明者の窓口となる担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記すること。
  - ウ 設計共同企業体で参加をされる場合は、共同企業体名、代表構成員及び構成員の所在地、会社名、代表者、電話番号を明記すること。また、代表構成員については電子メールアドレスを明記すること。
- (2) 会社概要・業務実績（議場付き庁舎実績）（様式第2号）
  - ア 会社の概要を明記すること。また、会社パンフレット等を添付すること。
  - イ 過去10年間（2013年度以降）において、地方公共団体が発注した延べ床面積5,000㎡以上の新庁舎建設（平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添二第四号第2類に規定する庁舎をいう。）に係る新築の基本設計及び実施設計に関する業務の履行実績を有していること。ただし、施設内に議場が含まれるものとする。また、過去における設計共同企業体（平成10年12月10日建設省厚契発第54号の中の「2 設計共同体的内容」を満たしたもの）による実績については、その代表構成員による履行実績のみを認める。
  - ウ 上記（2）イにおける実績が確認できる書類を添付すること。
- (3) 業務実績（ZEB及びZEB補助金申請に関する業務）（様式第2号）
  - ア 2（2）イの実績において、ZEB及びZEB補助金申請に関する実績の有無を明記すること。ただし、過去における設計共同企業体（平成10年12月10日建設省厚契発第54号の中の「2 設計共同体的内容」を満たしたもの）による実績については、その代表構成員による履行実績のみを認める。
  - イ 上記（3）アにおける実績が確認できる書類を添付すること。
  - ウ 2（3）アの実績の有無は参加要件の対象とはならない。
- (4) 管理技術者の業務実績（様式第3号）
  - ア 吉野ヶ里町統合庁舎建設設計等業務に配置する管理技術者の要件を明記すること。
  - イ 管理技術者の業務実績には、次の点に留意すること。
    - ① 一級建築士の免許の写しを添付すること。

- ② 過去10年間（2013年度以降）において、地方公共団体が発注した延べ床面積5,000㎡以上の新庁舎建設（告示別添二第四号第2類に規定する庁舎をいう。）に係る新築の基本設計及び実施設計に関する業務の管理技術者又は主任技術者としての履行実績を（管理技術者は最低1件）明記すること。ただし、施設内に議場が含まれるものとする。また、過去における設計共同企業体（建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて※平成10年12月10日建設省厚契発第54号の中の「2 設計共同体の内容」を満たしたもの）による実績については、その代表構成員による履行実績のみを認める。

ウ 上記（4）イにおける資格及び実績が確認できる書類を添付すること。

（5）分野別主任技術者の業務実績（様式第3号）

ア 吉野ヶ里町統合庁舎建設設計等業務に配置する分野別主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、コスト）ごとの要件を明記すること。

イ 管理技術者及び主任技術者の業務実績には、次の点に留意すること。

- ① 建築（総合）担当主任技術者は、一級建築士の免許の写しを添付すること。
- ② 建築（構造）担当主任技術者は、構造設計一級建築士の免許証の写しを必ず添付すること。
- ③ 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、建築設備士又は設備設計一級建築士の免許証の写しを必ず添付すること。
- ④ コスト担当主任技術者は、建築コスト管理士又は建築積算士のいずれかの免許証の写しを必ず添付すること。
- ⑤ 経験年数は、実務経験年数を明記すること。1年未満は切り捨てとする。
- ⑥ 分野別主任技術者の業務実績は、「同種・類似」の履行実績を明記すること。

※同種施設の設計業務とは、地方公共団体が発注した延べ床面積5,000㎡以上の新庁舎建設（告示別添二第四号第2類に規定する庁舎をいう。）に係る新築の基本設計及び実施設計に関する業務の履行実績を有していること。ただし、新庁舎建設は議場を有していること。

※類似業務の設計業務とは、告示別添二第四号第2類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とする。ただし、過去における設計共同企業体（平成10年12月10日建設省厚契発第54号の中の「2 設計共同体の内容」を満たしたもの）による実績については、その代表構成員による履行実績のみを認める。

- ⑦ 立場には、管理技術者、主任技術者、担当者を明記すること
- ⑧ 主任技術者の内、構造担当、電気設備担当、機械設備担当は、協力事務所の担当者でも構わないが、業務実績に関しては、必要事項を必ず明記すると共に、氏名欄に協力事務所名を併記すること。また、協力事務所の実績・再委託内容（様式第11号）を必ず提出すること。

ウ 上記（5）イにおける資格及び実績が確認できる書類を添付すること。

(6) 協力事務所の実績・再委託内容（様式第11号）

- ア 構造担当、電気設備担当、機械設備担当等で協力事務所を採用する場合は「協力事務所の実績・再委託内容（様式第11号）」に、本件を担当する会社を明記すること。
- イ 再委託がない場合は、白紙にて提出すること。
- ウ 再委託業務内容は、協力事務所に再委託する具体的な業務内容、理由を明記すること。
- エ 再委託先の本件担当者の氏名、年齢、経験年数を分野別主任技術者の業務実績（様式第3号）に入力すること。
- オ 業務実績は、再委託先の本設計業務担当者の業務実績とし、「同種・類似」の履行実績を明記すること。

(7) 参加辞退届（様式第12号）

- ア 参加辞退届は、参加表明書提出後に参加を辞退する場合に使用する。
- イ 辞退理由を明記し、所在地、会社名、代表者名、契約印を押印のうえ、持参または郵送（配達証明付書留郵便）で提出すること。

(8) 実績としての成果品（様式第4号）

- ア 上記（2）イにおける実績が確認できる事項が明記された成果品（コピーしたものでも可）を抜粋して添付すること。

(9) 設計共同企業体協定書（様式第13号）

- ア 設計共同企業体協定書（様式第13号）の各条項について次のイから〇〇を明記すること。
- イ 事業を共同して営む目的、共同企業体名称、所在地を明記すること。
- ウ 共同企業体の成立時期及び解散の時期を明記すること。
- エ 構成員の所在地、所属設計事務所、担当業務の内容を明記すること。
- オ 代表構成員の名称を明記すること。
- カ 各構成員の分担業務について明記をすること。
- キ 設計共同体企業（以下、「共同体」という。）の取引金融機関を明記すること。
- ク 設計共同企業体協定書の締結に際し、締結日、各構成員の所属設計事務所名、代表者氏名を明記の上、押印をすること。

以上